

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0770)

本審議会 第443回

令和3年8月24日 公開

開催日時	令和3年8月24日(火)	10時00分～10時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名での合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいまから、第443回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>はい。それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。 最初に、群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。今月6日開催されました第442回群馬地方最低賃金審議会において、群馬県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきました。これを受けて、同日、答申の要旨及びこれに対する異議申出についての公示をいたしました。</p> <p>その結果、 労働組合中央執行委員長、 労働組合執行委員長、 労働組合執行委員長、 労働組合群馬県本部執行委員長、及び 労働組合連合会執行委員長から、資料1から6のと通りの異議の申出があり、これを受理いたしました。</p> <p>委員の皆様には、事前にご確認をいただいているところではございますが、代表して資料1の異議申出理由につきまして、要旨を説明させていただきます。</p> <p>1点が、865円の改定では、労働力の質的向上はおろか、労働者の生活の安定に資することもできない、ただちに時間額を1,000円以上に引上げ、1,500円を目指すことを求めること。</p> <p>もう1点が、地域間格差を縮小させること、格差解消の最善の方法である、全国一律最低賃金制度の実現を求めることとございます。</p> <p>その他の資料2から6につきましても、すべて最低賃金の改正決定に対する異議でございます。</p> <p>以上、6件の異議の申出がございましたので、本日、丸山労働局長から諮問をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【局長より会長へ諮問文手交】</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、丸山局長から諮問をお受けいたしました。 これについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。丸山局長から、異議申出について、群馬地方最低賃金審議会の意見を求める諮問をさせていただきましたので、その諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【各委員に諮問文（写）を配付】</p>

事務局	<p>お配りしました諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文 朗読】</p>
事務局	<p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。それでは、異議申出についての審議に入ります。 まずは、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>今年度の審議につきましては、コロナ禍の影響で先行きが不透明なため、目安が示されなかった昨年と違いまして、中賃において、現在の経済情勢は、コロナ禍前の複数年に、継続して3%引上げてきた時期に比べると、それほどの悪化が見られない、そういったことから4ランク一律で28円の目安が示されました。</p> <p>先ほどの、各団体からの異議申出にもあったかと思いますが、私も労側委員としましても、誰もが安心して働き暮らせるよう、あくまで生活できる水準への通過点に過ぎないとされています全国平均1,000円到達、これを主張しましたが、それに対しまして使側からは、中小零細の経営状況は厳しいことから有額はなし、そういった見解がございました。</p> <p>労側としては、最終的に歩み寄りまして、中賃で示された目安に加え、近隣県との地域間格差是正のため、29円の引上げに拘りましたが、使側の見解は変わりませんでした。</p> <p>結果、公益の先生方の見解に委ねまして、使側反対ではありましたが、「28円」での結審となり、近隣県との格差是正には至りませんでした。ランクごとの目安ではなかった、そういったこともありまして、近隣県との差が開かなかったこと、これについては、評価できるというように思っております。</p> <p>先ほど申したように、今年度の審議では、労使の主張に乖離がありまして、公益の先生方の見解に委ねるといような結果となりましたが、通常3回の専門部会を4回開催させていただくなど、論議自体は十分にできたのではないかと考えておりますので、今回の結果に対しまして、労側としましては、真摯に受け止めていきたいというように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>使用者側の委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p> <p>はい。私■■■■から。</p> <p>ただいま、労側委員の方からご見解を頂戴しましたけれども、概ねその内容のとおりでございます。</p> <p>第4回まで専門部会を開催し、十分に論議をし尽くしたというのが率直な意見でございます。</p> <p>付け加えますと、コロナ禍、まだ収束しないというところか、昨年同時期より感染者が爆発的に増えているという状況の中で、過去最高額の28円という目安が中央で示されました。</p> <p>それ自体が、使用者側としては理解が出来ないというのが、正直な意見でございました。ここは一致した意見でございます。</p> <p>我々使用者側委員の立場としましては、中小零細事業者の事業継続と雇用継続が最優先である。この厳しい経営環境下において、法的な拘束力がある最低賃金の引上げは、慎重な論議が必要ということで、終始0円を主張させていただきました。</p> <p>最終的には、公益の先生方から案が示され、使用者側におきましては反対ではございましたが、採決をされたというのが経緯でございます。</p> <p>また、労使共通の認識といたしまして、事業の継続に苦しむ中小零細事業者に対する各種支援策につきまして、一層の利用促進をいただけますよう、群馬労働局に要望をさせていただいたところでございます。そして、政府に対しましては、即効性のある新たな支援策を早急に検討し、そして実施いただきますよう、あわせて要望させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他の労使の委員の先生方は、ご意見ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま労使双方からご意見を伺いましたが、公益委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、これまでの経過も含めて、整理したいと思います。</p> <p>今年の中央最低賃金審議会では、令和3年度地域別最低賃金額改</p>

定の目安について、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったことから公益委員見解が示され、その公益委員見解とおり、改定の引上げ額の目安を、すべてのランクにおいて「28円」とする答申がなされました。

当審議会におきましても、慎重に調査・審議を進めてまいりましたが、意見の一致に至りませんでした。

公益委員といたしましては、労使委員双方の主張、最低賃金の決定の3要素、提出された意見書・要望書等の関連資料、そして中央最低賃金審議会の答申内容及び他県の結審状況から、今以上の地域間格差を拡大させないことにも配慮する等、総合的に判断いたしまして、「引上額28円」を提案いたしました。

結果として、「28円」の引上げという結論に至ったところです。

異議申出について、労使委員双方のご意見は、要旨として、「十分に調査・審議を行い、その結果8月6日の改正決定の答申に至ったものであり、この答申どおりでよい」というものでした。

従いまして、結論とすると、異議申出の諮問につきましては、「再審議は行わず、令和3年8月6日付けの答申どおり決定することが適当である。」とすることによってよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

ご異議がありませんでしたので、異議申出につきましては、「答申どおり決定することが適当である」という結論になりました。

よって、その旨を答申したいと思います。

それでは、事務局は準備をお願いいたします。

事務局

はい。答申文(案)を用意いたしますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

会長

はい。それでは、暫時、休会といたします。

【休会】

会長

それでは、再開します。

事務局から説明をお願いいたします。

【答申文(案)を配付】

事務局

お配りいたしました答申文の(案)を読み上げさせていただきます

	す。
	【答申文（案）朗読】
事務局	答申文は、以上でございます。
会長	はい。それではお諮りします。 答申文は、この内容でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
会長	異議はないとのことですので、このとおり答申いたします。
	【会長より局長へ答申文手交、答申文（写）を全委員に配付】
会長	答申が済みしましたので、今後の手続等にきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい。2点ご説明をいたします。 1点目でございます。ただいま、答申をいただきましたので、令和3年度の改定後の群馬県最低賃金は「時間額 865 円」として、本日官報公示の手続をとります。 手続きの事務が順調に進んだ場合、官報掲載日は最短で9月2日となります。 法定効力発生日は官報掲載日の30日後の10月2日となりますが、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もあります。ご了承いただきますようお願いいたします。 2点目でございます。最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますので、群馬県最低賃金専門部会の廃止の議決をお願いいたします。 以上でございます。
会長	はい。ただいま、事務局から説明がありましたが、1点目は、今後、官報公示の手続を行うとのことですが、効力の発生日は、最短で10月2日ですが、ずれ込む場合もあるということですので、ご了承をお願いしたいとのことですが。 2点目は、群馬県最低賃金専門部会の廃止についてです。専門部

	<p>会の任務は、本日で終了となりますので、専門部会を廃止することとしてよろしいかということです。</p> <p>以上2点について、このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
会長	<p>委員の先生方、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>これで、本日の議題はすべて終了しましたので、第443回最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度の群馬県最低賃金の改正決定に係る審議を終了いたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>